

厚岸町規則第21号

厚岸町介護サービス事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護サービス事業条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護サービス事業条例施行規則（平成12年厚岸町規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別記第1号様式」を「別記様式第1号」に改め、同条第2号中「別記第2号様式」を「別記様式第2号」に改め、同条第3号中「別記第3号様式」を「別記様式第3号」に改め、同条第4号中「別記第4号様式」を「別記様式第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 条例第2条第5号に規定する事業に係るサービス 別記様式第5号

別表に次のように加える。

条例第2条第5号に規定する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	実費に及びて町長が調定する額
---	---	----------------

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

指定介護予防支援契約書

(以下「利用者」という。)と厚岸町(以下「事業者」という。)は、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の定めるところにより、利用者が有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し適切な介護予防サービス計画・支援計画(以下「ケアプラン」という。)を作成し、かつ、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービスを行う事業者、その他の事業者、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日から第4条に掲げる満了の条件に該当するまでとします。

(計画立案、変更の援助及び管理)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、又は地域包括支援センターに属する職員によるケアプランの作成を支援します。

2 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員又は地域包括支援センターに属する職員に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者の受けるサービスの利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

(契約の満了)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- (1) 利用者が要介護認定を受けた場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 次条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (4) 第6条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (5) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
(利用者の解約権)

第5条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができ

ます。この場合には、14日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(事業者の解除権)

第6条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第7条 利用者は、事業者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第8条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者の家族からの、文書による事前の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

4 事業者は、利用者の主治医からケアプランについて情報の提供依頼があった場合は、利用者のケアプランを提供することができます。

(記録の整備及び閲覧)

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に際して作成した記録及び書類を完了日から2年間保存します。

2 事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、いつでも保管する利用者に関する記録及び書類の閲覧並びに謄写に応じます。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法等関係法令の定めるところに従い、利用者とは誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

利用者

住 所

氏 名

印

代理人等

住 所

氏 名

印

別記様式第2号 (第2条関係)

町立厚岸病院指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション
利用契約書

(以下「利用者」という。)と町立厚岸病院(以下「事業者」という。)は、
訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハ等」という。)のサービス利用に関して、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の

心身の機能の維持回復を図ることを目的として、訪問リハ等のサービスを提供しません。

- 2 事業者は、訪問リハ等のサービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約の期間)

第2条 この契約書の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日

までとします。ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護又は要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護又は要支援認定有効期間の満了までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護又は要支援認定有効期間の満了日までとします。
(運営規定の概要)

第3条 事業者の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問リハ等のサービスの内容等）、従業者の勤務体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

(リハビリテーション計画書の作成・変更)

第4条 事業者は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問リハ等の計画を作成します。

- 2 訪問リハ等の計画には、訪問リハ等のサービスの目標及び目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

- 3 訪問リハ等の計画は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハ等のサービスの目的に従い、訪問リハ等の計画の変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハ等の計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者が訪問リハ等のサービス内容及び提供方法等の変更を希望する場合
(担当の理学療法士及び作業療法士)

第5条 事業者は、利用者のため、担当の理学療法士及び作業療法士（以下「担当の理学療法士等」という。）を定め、利用者に対して訪問リハ等のサービスを提供します。

2 事業者は、担当の理学療法士等を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行います。

3 利用者は、事業者に対し、いつでも担当の理学療法士等の変更を申し出ることができます。

4 事業者は、前項の申出があった場合には、第1条に規定する訪問リハ等のサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うように担当の理学療法士等を変更します。

（サービスの内容及びその提供）

第6条 事業者は、担当の理学療法士等を派遣し、重要事項説明書に記載した内容の訪問リハ等のサービスを提供します。

2 事業者は、利用者に対して訪問リハ等のサービスを提供したときは、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載します。

3 事業者は、利用者の訪問リハ等の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

4 利用者及びその家族又は後見人（以下「家族等」という。）は、必要がある場合には、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。
（居宅介護支援事業所等との連携）

第7条 事業者は、利用者に対して訪問リハ等のサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供者との密接な連携に努めます。

（協力義務）

第8条 利用者は、事業者が利用者のため訪問リハ等のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第9条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した訪問リハ等のサービスについて、利用者及び家族等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、利用者及び家族等が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取扱いはいたしません。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、現に訪問リハ等のサービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(費用)

第11条 事業者が提供する訪問リハ等のサービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 事業者は、提供する訪問リハ等のサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者は、事業者の通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問リハ等のサービスを行う場合には、前2項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを利用者に請求することができます。

5 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

6 事業者は、利用者が正当な理由もなく訪問リハ等のサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。

7 事業者は、訪問リハ等のサービスの利用単位ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申出を行います。

(利用者負担額の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合、事業者は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたとき事業者は、利用者の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画等の変更、

介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行います。

3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ、利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約書を文書により解除することができません。

4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハ等のサービスの提供を拒むことはありません。

(秘密の保持)

第13条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしません。

2 事業者及びその従業者は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び家族等に使用目的等を説明し同意を得なければ用いません。

(利用者の解除権)

第14条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第15条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、利用者の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

(1) 利用者が要介護又は要支援認定を受けられなかったとき

(2) 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申出があり、かつ契約期間が満了したとき

(3) 利用者が第14条により契約を解除したとき

(4) 事業者が第12条又は第15条により契約を解除したとき

(5) 利用者が介護保険施設及び医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

(6) 利用者が死亡したとき
(損害賠償)

第17条 事業者は、訪問リハ等のサービスの提供に当たって、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又は家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第18条 利用者は、代理人を選任しこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度又は地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

利用者

住所

氏名

印

代理人等

住所

氏名

印

別記様式第3号 (第2条関係)

厚岸町介護老人保健施設入所契約書

(以下「利用者」という。)と厚岸町(以下「事業者」という。)は、厚岸町介護老人保健施設(以下「施設」という。)における、介護保険施設サービス(以下「施設サービス」という。)を受け、利用者及び利用者を扶養する者又は身元引受人(以下「扶養者等」という。)は、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり施設入所契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法その他の関係法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に及び自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した施設サービスを提供し、事業者に対し、その施設サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約の期間)

第2条 本契約は、利用者が、施設サービス入所同意書(以下「同意書」という。)を施設に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有するものとします。

ただし、扶養者等に変更があった場合は、新たに同意を得るものとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項のほか、本契約、施設重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）の改定が行われない限り、初回入所時の同意書の提出をもって、繰り返し施設に入所ができるものとします。

（施設サービスの決定・変更）

第3条 事業者は、第1条に定める目的に沿った施設サービス計画を作成するものとします。

- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及び扶養者等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

- 3 事業者は、6月に1回若しくは利用者及び扶養者等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更があると認められた場合には、利用者及び扶養者等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者及び扶養者等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（利用料金の支払い）

第4条 利用者及び扶養者等は、連帯して、施設に対し、本契約に基づく施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 利用者又は扶養者等は、サービスを利用した請求額を翌月の末日までに支払うものとします。なお、利用者又は扶養者等が指定する送付先に、当月料金の請求書を送付することもできるものとします。また、上記以外の支払いの方法については、別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。

- 3 事業者は、利用者又は扶養者等から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者等に対して、領収書を発行するものとします。

（利用料の変更）

第5条 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、重要事項説明書の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求できるものとします。

- 2 介護保険給付対象外の施設サービス利用料を変更するには、利用者及び扶養者等の同意を得るものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、事業者は利用者及び扶養者等に対して事前に変更の内容、理由及び根拠を十分に説明するものとします。
- 4 利用者及び扶養者等は第1項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができるものとします。

(記録)

第6条 事業者は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を退所した後2年間は保管するものとします。(診療録については5年間)

- 2 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じるものとします。ただし、扶養者等に対しては、利用者の承諾及びその他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとします。

(身体の拘束等)

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は医師が判断し、身体拘束及び利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設長又は医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとします。

(守秘義務等)

第8条 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者及び扶養者等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱うものとします。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 前項に掲げる事項は、利用者が利用終了した後も同様の取り扱いをします。
- 3 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で利用者及び扶養者等の同意を得るものとします。

(賠償責任)

第9条 施設サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者等は連帯して、施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用者からの解約)

第10条 利用者及び扶養者等は事業者に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づき施設サービス利用を解除することができます。この場合には、利用者及び扶養者等は、事業者へ事前に契約終了の意思表示するものとします。

(事業者からの解約)

第11条 事業者は、利用者及び扶養者等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所を解除することができます。

- (1) 施設において実施される入所判定委員会において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- (2) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合
- (3) 利用者及び扶養者等が、本契約に定める利用料金を2月分以上滞納し、30日以上期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (4) 利用者が、事業者、施設の職員又は他の利用者等に対して、入所継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (5) 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により、施設に入所させておくことができない場合

(契約の終了)

第12条 次の各号に該当する場合は、本契約を終了するものとします。

- (1) 要介護認定の更新において、利用者が非該当又は要支援と認定されたとき
 - (2) 利用者において、施設サービス提供の必要性がなくなったとき
 - (3) 利用者が死亡したとき
 - (4) 利用者について病院又は診療所に長期に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において、その利用者を受け入れる態勢が整い、退所が明確になったとき
 - (5) 利用者について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設においてその利用者を受け入れられる態勢が整い、退所が明確になったとき
- (契約終了後の援助)

第13条 この契約の終了により利用者が施設を退所することになったときは、居宅介護支援事業者、その他の保健機関又は医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行うものとします。

(緊急時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対し、施設長又は医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、医療機関又は歯科医療機関での診療を依頼するものとします。

2 事業者は、利用者に対し、施設サービスの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的機関を紹介するものとします。

3 前2項のほか、利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、扶養者等及び利用者又は扶養者等が指定する者に対し、直ちに連絡するものとします。

(事故発生時の対応)

第15条 施設サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し、必要な措置を講ずるものとします。

2 施設長又は医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、医療機関、歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼するものとします。

3 前2項のほか、入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者又は扶養者等が指定する者に対し、直ちに連絡するものとします。

(苦情対応)

第16条 利用者及び扶養者等は、事業者の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員等に申し出ることができます。又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法を利用者及び扶養者等へ報告するものとします。

(協議事項)

第17条 この契約に定められていない事項は、介護保険法その他の法令に定めるところにより利用者及び扶養者等と事業者が誠意をもって協議するものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

利用者

住 所
氏 名

印

代理人等

住 所
氏 名

印

別記様式第4号 (第2条関係)

厚岸町介護老人保健施設指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護利用契約書

(以下「利用者」という。)と厚岸町(以下「事業者」という。)

は、厚岸町介護老人保健施設(以下「施設」という。)における、指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護(以下「サービス」という。)を受け、利用者並びに利用者を扶養する者又は身元引受人(以下「扶養者等」という。)がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり施設利用契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法その他の関係法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、一定の期間サービスを提供し、事業者に対してそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(契約の期間)

第2条 本契約は、利用者が、施設指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護サービス利用同意書(以下「同意書」という。)を事業者に提出したのち、
年 月 日以降から効力を有するものとします。ただし、扶養者等に

変更があった場合は、新たに同意を得るものとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項のほか、本契約、施設指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）の改定が行われない限り、初回利用時の同意書の提出をもって、繰り返し施設を利用することができるものとします。

（計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合には、それに沿って利用者のサービスの計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画等が作成されていない場合でも、サービスの計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者及び扶養者等に対して、居宅介護支援事業者を紹介するなど居宅サービス計画等の作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、サービスの計画について、利用者及び扶養者等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画等が変更された場合、若しくは利用者及び扶養者等の要請に応じて、サービスの計画について変更の必要があるかどうかを調査しその結果、サービスの計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及び扶養者等と協議してサービスの計画を変更するものとします。

5 事業者は、サービスの計画を変更した場合には、利用者及び扶養者等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（利用料金の支払）

第4条 利用者及び扶養者等は、連帯して、施設に対し、本契約に基づくサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 利用者又は扶養者等は、サービスを利用した請求額を翌月の末日までに支払うものとします。なお、事業者は、利用者又は扶養者等が指定する送付先に、当月料金の請求書を送付することもできるものとします。また、上記以外の支払いの方法については、別途話し合いの上、双方合意した方法によるものとします。

3 事業者は、利用者又は扶養者等から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた

ときは、利用者又は扶養者等に対して、領収書を発行するものとします。

(利用料の変更)

第5条 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、要介護度の変更、その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、重要事項説明書の規程にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができます。

2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、利用者の同意を得るものとします。

3 前2項のいずれにおいても、事業者は利用者及び扶養者等に対して変更の理由を十分に説明するものとします。

4 利用者は第1項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができるものとします。

(記録)

第6条 事業者は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管するものとします。(診療録については5年間)

2 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします。ただし、扶養者等に対しては、利用者の承諾及びその他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとします。

(身体拘束等)

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は医師が判断し、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設長又は医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとします。

(守秘義務等)

第8条 施設とその職員は、業務上知り得た利用者及び扶養者等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱うものとします。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。

2 前項に掲げる事項は、利用者がサービスの利用を終了した後も同様の取り扱いをするものとします。

3 事業者は、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で利用者及び

扶養者等の同意を得るものとします。

(賠償責任)

第9条 サービスの提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者等は連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用者からの解約)

第10条 利用者及び扶養者等は事業者に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画等にかかわらず、本契約に基づくサービスの利用を解除することができます。この場合には、利用者及び扶養者等は、事業者へ事前に契約終了の意思表示するものとします。また、速やかに利用者の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等に連絡するものとします。

(事業者からの解約)

第11条 事業者は、利用者及び扶養者等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者及び扶養者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者及び扶養者等による、本契約に定める利用料金を2月分以上滞納し、30日以上この期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不品行を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
(契約の終了)

第12条 次の各号に該当する場合は、本契約を終了します。

- (1) 要介護認定の更新において、利用者が非該当と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者が他の介護保険施設と別契約を締結したとき
(緊急時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対し、施設長又は医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、医療機関又は歯科医療機関での診療を依頼するものとします。

2 事業者は、利用者に対し、サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介するものとします。

3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、扶養者等又は扶養者等の指定する者に対し、ただちに連絡するものとします。
(事故発生時の対応)

第14条 サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し、必要な措置を講じます。

2 施設長又は医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、医療機関、歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼するものとします。

3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者又は扶養者等が指定する者に対し、ただちに連絡するものとします。
(苦情対応)

第15条 利用者及び扶養者等は、施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員等に申し出ることができます。又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。その場合、事業者は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法を利用者及び扶養者等へ報告するものとします。

(協議事項)

第16条 この契約に定められていない事項は、介護保険法その他の関係法令に定めるところにより、利用者及び扶養者等と事業者が誠意をもって協議して定めるものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

利用者
住所
氏名
印

代理人等
住所
氏名
印

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号 (第2条関係)

町立厚岸病院指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
利用契約書

(以下「利用者」という。)と町立厚岸病院(以下「事業者」という。)は、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハ等」という。)の利用に関して、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者的心身の機能の維持回復を図ることを目的として、通所リハ等のサービスを提供します。

2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(契約の期間)

第2条 この契約書の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。ただし、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護又は要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護又は要支援認定有効期間の満了までとします。

2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

3 利用者から更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者へ情報を提供する等、必要な措置をとります。

(通所リハ等サービス計画書の作成・変更)

第3条 事業者は、医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所リハ等の計画を作成します。

2 通所リハ等の計画には、目標及び目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 通所リハ等の計画は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条の目的に従い、通所リハ等の計画を変更します。

(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所リハ等の計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者が通所リハ等のサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
(居宅サービス計画等変更の援助)

第4条 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

2 利用者は、いつでも通所リハ等の内容を変更するよう申し出ることができます。

3 事業者は、利用者からの申出があった場合、第1条の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに通所リハ等の内容を変更します。

4 事業者は、通所リハ等のサービス内容を変更した場合、利用者が変更後に利用する通所リハ等の内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について説明し、利用者の同意を得ます。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 事業者は、通所リハ等のサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(通所リハ等のサービスの内容及びその提供)

第6条 事業者は、重要事項説明書に記載した内容の通所リハ等のサービスを提供しません。

2 事業者は、利用者に対して通所リハ等のサービスを提供したときは、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載します。

3 事業者は、利用者の通所リハ等の実施状況等に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存します。

4 利用者、利用者の家族又は後見人（以下「家族等」という。）は、必要がある場合には、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。

（居宅介護支援事業所等との連携）

第7条 事業者は、利用者に対して通所リハ等のサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供者との密接な連携に努めます。

（協力義務）

第8条 利用者は、事業者が通所リハ等のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第9条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した通所リハ等のサービスについて、利用者及び家族等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、利用者及び家族等が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取扱いをいたしません。

（緊急時の対応）

第10条 事業者は、現に通所リハ等のサービス提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

（費用）

第11条 事業者が提供する通所リハ等のサービス利用単位ごとの利用料及びその他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

2 利用者は、通所リハ等のサービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。

3 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。

4 事業者は、前項に定める費用の額にかかる通所リハ等のサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、通所リハ等のサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

5 利用者は、正当な理由もなく通所リハ等のサービス利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、重要事項説明書に記載したキャンセル料を支払うものとします。

6 事業者は、通所リハ等のサービス利用単位ごとの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、利用者に対し文書により通知し、変更の申出を行います。
(利用者負担額の滞納)

第12条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合、事業者は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは事業者は、利用者の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画等の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行います。

3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所リハ等のサービス提供を拒むことはありません。

(秘密の保持)

第13条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 事業者及びその従業者は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及び家族等に使用目的等を説明し同意を得なければ、利用者及び家族等の個人情報を用いませぬ。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができる

ものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとし、

(利用者の解除権)

第14条 利用者は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、ただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者及び家族等に対して社会不意を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- (事業者の解除権)

第15条 事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 事業者は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、利用者の居宅サービス計画等を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、ただちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者のサービス利用料金の支払が2月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず期限内までに支払われない場合
- (2) 利用者又は家族等が、事業者やサービス従業者又は利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合

(契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとし、

- (1) 利用者が要介護又は要支援認定を受けられなかったとき
- (2) 契約期間満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の申出があり、かつ契約期間が満了したとき
- (3) 利用者が第14条により契約を解除したとき

- (4) 事業者が第12条又は第15条により契約を解除したとき
- (5) 利用者が介護保険施設及び医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- (6) 利用者が死亡したとき
(損害賠償)

第17条 事業者は、通所リハ等のサービス提供に当たって、事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又は家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

第18条 利用者は、代理人を選任しこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度又は地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

利用者

住所
氏名

印

代理人等

住所
氏名

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の厚岸町介護サービス事業条例施行規則第2条の規定による各様式により契約を締結しているものは、改正後の厚岸町介護サービス事業条例施行規則第2条の規定による各様式により契約を締結したものとみなす。